

# 精華町教育委員会議事録

令和元年（第6回）

1 開 会 令和元年6月25日(火) 午後3時30分  
閉 会 令和元年6月25日(火) 午後5時00分

2 出席委員 川村教育長 松本委員 新司委員 岡島委員  
松下委員

3 欠席委員 なし

4 出席事務局職員

岩崎教育部長	林田総括指導主事
松井学校教育課長	石崎生涯学習課長
上原学校教育課係長	

5 傍聴者 なし

6 議事の概要

(1) 開会

教育長から第6回教育委員会の開会を宣言。

(2) 前回議事録について

教育部長から令和元年第5回教育委員会の議事録について説明。

**【採 決】**

・全員承認

(3) 教育長報告事項

7月開催予定の今年度第1回目の総合教育会議について、例年、第1回では児童生徒数、学力の状況、進路、生徒指導やいじめなどに関する基本データを資料とし、それに基づいた意見交流を行っているところであり、今年度についても同様に考えている。また、今回は、ICT機器の整備状況や教員の働き方改革に関する取り組み状況についても報告を行い、これについても意見交流ができればと考えている。

1点、ICT機器の整備については、大型提示装置の整備が有効であると考えており、メーカーの協力を得て機器を借り受け、試験的な活用を行っているところであり、この点も踏まえて報告できればと考えている。

次に、学校安全について、学校安全は生活安全・交通安全・災害安全の3つの領域があると言われているが、この二カ月ほどの社会状況を見ると、3領域いずれの事象についても起こり得るとこととして備えておく必要があると感じた。学校では、学校保健安全法第29条で、学校の危機管理マニュアルの作成が義務づけられており、本町及び各学校においても当該マニュアルを整備しているところであるが、法律では、職員への周知や訓練の実施がうたわれており、改めて徹底する必要があると考えている。また、前回の教育委員会では、大津市の事故、川崎市での事件などを踏まえ、通学路の安全や登下校時の子どもの見守り活動などについて意見をいただいた。この見守り活動について、改めて確認したところ、本町では、ずっと以前から地域の多くの方々によって支えられており、今年度では464名の方がスクールヘルパーに登録していただいている。こうした中で、登録者数のさらなる拡大を目指すことは大事ではあるが、現在、協力いただいている方々を中心に、改めて活動をお願いすることや注意喚起を行うことが重要であると感じた。6月1日には、相楽地方のPTA連絡協議会、また、精華町のPTA総会が開催され、挨拶をさせていただいたが、その中で見守り活動の充実についてお願いしたところである。今後においても、さまざまな機会をとらえて呼びかけを行っていききたい。特に、下校時間の「ながら見守り」については、自治会役員の方など地域で協力していただける方に、下校時間をお伝えするなどして、協力をお願いするよう、校長会に諮りたいと考えている。

次に、6月16日に吹田市で警官が襲われ、拳銃を奪われた事件について、大阪の周辺の自治体では、翌日月曜日の朝7時時点で捕まっていない状況であれば登校を見合わせるなどの方針が採られた。また、6月19日の午後1時半ごろに、神奈川県で包丁を持った男が逃走する事件が発生したが、検察、警察からの情報提供が遅くなり、近隣の学校では何も知らないまま児童生徒が下校した状況があった。その後、情報提供を受けて、厚木市と相川町の小・中学校では、20日、21日を休校し、45校、19,500人に影響が出た。同様の事案が本町の近隣で発生した場合には、登下校をどうするか判断が必要となる。この件についても、7月の校長会において、もう一度対応を確認したい。その上

で、文部科学省の「学校の危機管理マニュアルの作成の手引」や府教委の危機管理に関するマニュアルを参考に、最近の事象を踏まえて、各学校の危機管理マニュアルを見直し、職員への周知徹底を図っていきたいと考えている。

#### 【委員の意見等】

松 下 委 員 学校安全に関して、この時期になると水難事故が気がりである。急に雨が降り、用水路や小さい川が増水すると、道と用水路や川との境目がわからなくなり、全国では、子どもが落ちて亡くなるなどの事故が発生している。梅雨の時期でもあることから、学校から子どもたちへの指導をお願いしたい。

川村教育長 学校においても、日ごろから水路等で遊ばないよう指導をしているが、この時期の雨などによる急な増水は、普段は浅いところでも非常に危険な状況になることもあるため、再度、注意を促したい。

松 下 委 員 総合教育会議について、引きこもりの問題が気になっている。特に最近では、社会に出てから、仕事など社会生活の中でうまくいかず、引きこもってしまう人が増えてきているとの報道があった。全国的に発生しており、精華町内でも発生していると思われる。引きこもりのまま年を重ね、50歳になっている事例もある。何とか地域が支える中で、一緒に活動することなどにより、改善につなげることができないかと考えている。

もう1点、虐待などに関連する事項として、6月19日に改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が成立した。札幌市で発生した虐待事件では、教育委員会による情報漏洩が事態悪化の原因ともなっており、教育委員会として守秘義務については十分に注意していくべきだ。また、虐待には、何らかの兆候があり、その兆候を学校や保育所、幼稚園などが発見し、通報することが重要で、これらの教育機関等であれば研修等を通じて承知していることであると思う。一方で、その家庭を取り巻く近所や地域においても兆候は発見できると思われるが、その認識が地域などでは薄いように感じられるため、この件に関する啓発活動についても取り組む必要があると感じている。

川村教育長 この件に関して、事務局から何かあるか。

教育部長 社会人の引きこもりに関する内容については、原因が様々考えられる。例えば、貧困が原因にあるのであれば福祉的な視点やそれに続く教育の視点、社会に出てからの挫折が原因であれば生涯学習的な視点など。そして、この原因となる入り口での対策と、現在そのような状況にある方への支援策など、総合的に分析し、対策を考える必要がある。この案件については、教育委員会としても、もう少し時間をかけて慎重に議論した上で、総合教育会議に提案した方が良いと思われる。

川村教育長 社会人の引きこもりに関する件については、今、教育部長からあったように、もう少し教育委員会としても議論をした上で、今後の総合教育会議の案件としていきたい。

#### (4) 議決事項

議案第11号 精華町立体育館・コミュニティーセンター管理運営規則一部改正について

教育部長 【提案説明】

精華町立体育館・コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の改正に伴い規則を改正するものである。改正内容としては、事務的手続の整理も含め、主には5点。1点目は、町内利用者と町外利用者の受付開始期間の変更。2点目は、町内利用者の仮予約期間の設定。3点目は、使用料の減免規定の整理。4点目は、使用料の還付規定の整理。5点目は、使用許可の取り消し規定の整理である。

受付開始期間については、これまでは使用日の2カ月前からとしていたが、改正により6カ月前からに拡大した。ただし、これは町内在住者の場合であり、町外在住者については5カ月前から可能としている。これは、これまで使用料の面で町内在住者に優遇措置を設けていたが、条例改正により同一料金となったことから、受付の開始期間において優遇措置を設けたものである。なお、仮予約の規定についても、同様としている。次に、使用料の減免に関する規定においては、「精華町社会福祉

協議会に登録されたボランティア団体がその本来の活動で使用する場合」という内容を追加している。次に、使用料の還付について、これまでは利用者の責めによらない場合など、還付を受けることのできる理由が限定されていたが、今回の改正では、使用者の都合による取り消しについても還付の対象とした柔軟なものとしている。その他として、使用許可の取り消しの事務的手続の整理、これまで規定していなかった使用料の充当について、規定を追加している。最後に、附則について、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものである。ただし、第7条の減免規定については、令和元年10月1日から適用し、公布の日以前に決定している減免については従前の例により、そのまま適用させていただく。

松本委員 第3条の使用許可の申請について、従来はファクシミリ等で仮予約を行うことができるとだけ書いてあり、今回の改正では、使用希望日の一月前に許可申請を提出しないときには仮予約を無効にすると書かれている。これは、仮予約をしたまま当日来ないというような課題があったのか。

また、第8条の使用料の還付について、改正により具体的な内容が記載されて分かりやすくなったが、これについても何か課題やトラブルなどがあったため改正となるのか。

生涯学習課長 今回の規則改正のもととなる町内の公共施設全般の使用料の変更については、審議会の中で様々な議論が交わされ、その中の大きな1つとして、できるだけ多くの方に使用してもらい、施設の稼働率を上げるというものがある。これまで、仮予約のまま本申請をしないケースについては、若干ではあるがあった。そのため、一月前に本申請を行い、「使用する」という意思を明らかにしてもらうことで使用を確定し、そうでない場合は、残りの1カ月間で町外も含めて少しでも多くの方が使用できるような改正としている。

次に、還付に関する内容について、これまで還付についてのトラブルはほとんどない。ただし、従来は、利用者の責めによ

らない場合といった表現であったことから、キャンセルする事由を個別に判断していたが、それについて事例を挙げるとともに還付額を明確に示したというものである。

松本委員 第12条の申請者の優先取扱いにある、優先して使用許可の申請をすることができる場合とは、具体的にどのような場合を指すのか。

もう1点、先ほどの使用料の還付について、第5号に、その他特に教育長が必要と認めた場合に、半額と全額の場合があるが、この違いの基準はあるのか。

生涯学習課長 1点目の優先予約について、例えば町や教育委員会など公的な者、自治会や社会関係団体等が利用する場合について、一般に先立って優先予約を行っている。これは従来と変更はない。

次に2点目の使用料の還付について、この項目は前の4号に該当しない理由で、どうしても当日利用することができなかった場合に、この項目を用いて内容等を勘案して、全額又は半額に当たる理由なのかどうかを判断するため設けており、できるだけ利用者が不利益にならないよう定めたものである。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第12号 精華町体育施設管理運営規則一部改正について

教育部長 【提案説明】

改正内容の説明の前に、本町における体育施設の位置づけについて、本町では、打越台グラウンド及び同テニスコート、池谷公園多目的コート、木津川河川敷多目的広場を都市公園として位置づけており、施設の使用料等を改正する場合については、当該条例を改正する必要がある。今回の規則の改正は、この都市公園条例の改正に伴うものである。改正内容については、議案第11号と同じく、事務的手続の整理も含め、先ほどと同様であり、主な改正内容は3点である。

まず1点目は、第2条の第2号について、せいか町民カードの廃止に伴って、この号を削除した。また、第3条の第1項第

1号についても同様である。次に、2点目として、これまで申請の受付等を、むくのきセンターと役場庁舎内の生涯学習課で行っていたが、平成31年3月31日をもって生涯学習課での受付を廃止し、受付窓口をむくのきセンターに一本化したもの。3点目は、附則について、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第13号 精華町立学校施設の開放に関する規則一部改正について  
教育部長 【提案説明】

改正内容については、基本的には議案第11号及び第12号と同じであるが、第5条の使用許可申請の期間についてのみ他の議案と異なる。これまで運用として2カ月前からとしていたものを改めて規定した。学校施設については、ほかの施設が6カ月前から1日前まで申請できるところを、2カ月前から5日前までとしている。なお、使用料の減免、使用料の還付、使用許可の取り消し、使用料の充当、申請者の優先取り扱い及び減免基準については、議案第11号、第12号と同様である。最後に、附則については、規定の内容は議案第11号と同様で、施行日と適用日、そして減免について規定した内容となっている。

松下委員 改正とは直接関係ないが、現在、学校施設の開放に関して、課題や困っていることなどはないか。例えば、夜間に音を大きく出して近隣に迷惑がかかっているなど。

生涯学習課長 近隣からの苦情等はない。ただ、施設が老朽化してきているため、利用者の方から施設の改善等に関する要望が体育協会に入ることがある。その他については、計画的に調整を行いながら、利用していただいております。特に大きな課題等はない。

松本委員 今回の改正では、かなり具体的に記載があり、分かりやすくなっていると思うが、改正によりどのような課題が解消すると考えているか教えていただきたい。

生涯学習課長　今回の3件の議案すべてに共通するが、課題であり、目的としては、施設の稼働率を上げることである。それによって使用料の増加を図り、施設の維持補修費等に充てていく流れをつくりたいと考えている。また、使用料の設定基準の見直しについては、審議会の中でも議論が交わされており、その中で、施設によっては町外の方が利用する場合、町内の方に比べて使用料が倍であることがネックであるとの内容があった。そのため、より一層の利用を推奨・促進し、まだ空いている施設を広域的に有効に利用してもらうため、町外利用者についても町内利用者と同額とする条例改正が行われた。ただ、一方で、町内の方に対して優遇措置が全くないことはどうかという意見もあり、仮予約の申請期間において町内利用者に対する優遇措置を設けたものである。

松本委員　学校施設の開放について、受付や還付等の事務があると思うが、どこが行っているのか。市町村によっては、学校の先生等が事務をしているところもあり、先生方の事務負担の面で少し気になる。

生涯学習課長　学校施設の開放についての事務は、基本的には全て体育協会に委託している。精華西中学校に関しては、現場対応の一部をシルバー人材センターにお願いしている部分はある。学校への事務負担等は発生していない。

(採決　一　全員挙手により原案どおり決定)

#### (5) 事務局からの諸報告

##### 教育部長　1　6月会議について

6月会議では、複数の議員から一般質問があった。主な内容としては、通学路の交通安全、放射線に関する副読本、子どもの貧困問題、教職員の働き方改革についてであった。また、前回の教育委員会で議案として提案させていただいた補正予算に関する2議案については、6月24日に可決をいただいたところである。

## 総括指導主事 1 生徒指導報告について

### (1) 小学校

5月の問題事象は3件、生徒間、対教師に関する問題で、すでに指導等を終えている。不登校については4名で、4月に比べ1名増加している。

### (2) 中学校

5月の問題事象は4件。うち3件については、生徒間、対教師の問題で、指導等を終えている。あと1件については、SNS関係のトラブルで、経過を見ているところである。不登校については21名で、4月に比べて7名の増加となっている。昨年度、不登校であった生徒が4月は頑張ってきていたが、少し疲れが出てきており、休みに転じたケースがある。家庭との連携をとりながら、丁寧な対応を続けていきたい。

## 総括指導主事 2 相楽地方中学校陸上競技大会について

6月7日に太陽が丘陸上競技場で行われたが、本町の生徒は大変健闘しており、上位5位までが山城大会に進むことになるが、男女とも多くの種目で6月15日に開催された山城大会に出場を果たしている。中でも、男子の砲丸投げの選手が相楽大会、山城大会ともに優勝。また、山城大会では男子800メートルでも優勝を果たした。山城大会の結果、京都府大会に男子5名、女子2名の選手が出場予定となっている。

## 総括指導主事 3 京都府学力診断テストについて

京都府との比較では、これまでは小学校4年生、中学校1年生ともに府の平均を上回っていたが、今年は小学校4年生の算数が僅かに平均を下回った。経年の変化を見ると、小学校については、国語は若干の波はあるものの、比較的安定して府の平均を上回っているが、算数は年によってバラつきがあり、昨年度、一昨年度に続き、今年度についても下降傾向にある。各学校で分析を行い、授業改善等の取組が必要と考えている。

次に、今回の中学1年生については、平成28年度に小学校

4年生として学力診断テストを受けており、その変遷について見てみる。京都府の平均を100とした場合、中学1年生の今年の結果は、国語で104.6、数学で103.7となる。この学年が小学校4年生のときには、国語で103.7、算数で100という結果であった。この結果を見ると、中学校1年生は、国語では0.9ポイント上がり、数学では3.7ポイント上がっており、4年生から6年生までの間において、学校での丁寧な指導が結果として現れたのではないかと考えている。

総括指導主事 4 精華町教職員夏季研修会について

8月1日に町内小・中学校の全教職員を対象に行う研修である。今年度については、保幼小、小中の縦のつながりを見通して継続した指導ができるよう、育ちと学びの連続性について理解を深めることを目的とし、同志社女子大学教授の埋橋玲子氏を招いて講演していただく。また、昨年度に引き続き、精華町産業医の谷川真理氏に、働き方に対する教職員の意識改革、要するに勤務時間や健康管理を考えた働き方について、講演をお願いしている。

学校教育課長 1 台湾の新北市立新莊国民小学と東光小学校の音楽交流について

6月30日に、台湾の新北市立新莊国民小学の児童49名が東光小学校を訪問し、吹奏楽部の交流会を開催する予定である。今回の交流は、京都府の観光事業推進課を通じて実現したもので、音楽交流をとおして、異文化を理解し尊重する態度や異なる文化の人たちとともに生きていく資質や能力を育成することを目的としている。午前10時に東光小学校に到着後、歓迎セレモニーがあり、その後、合同練習等の後、交歓演奏会が13時半から行われる。約1時間の演奏会終了後、お別れ会や記念撮影をして、15時には東光小学校を出発する予定である。

生涯学習課長 1 子ども議会について

来月25日の午後から開会予定である。質問内容等の調整が完了したので、教育委員各位には後日、詳細を郵送する。

生涯学習課長 2 町立図書館の蔵書の投棄事案について

前回の報告以降、新たな投棄事案の発見はない。まだ警察に一部書籍が管理されている状況であり、全容解明にはもう少し時間がかかる。今後、近隣の市町と調整を図りながら足並みをそろえて対応していきたい。

生涯学習課長 3 町立図書館の新たなサービスについて

7月2日から、町立図書館で新たなサービスとして国立国会図書館のデジタル化資料が始まる。これは、本町の図書館で閲覧および印刷が可能となるサービスである。また、スマートスピーカーを新たに配置しており、これはAIが音声を認識して、利用者の様々な問いかけなどに対応する機能があり、視覚障害の方に主に活用いただければと考えている。7月2日からサービスを開始する予定である。

生涯学習課長 4 オリンピック聖火ランナーの募集について

現在、テレビ等でもスポンサーが一般公募ということで聖火ランナーの募集をしているが、各都道府県にも実行委員会があり、京都府では、7月から8月末までの間、ホームページで公募を行っている。府下16市町が該当し、全部で44名の枠がある。京都府の公募期間の後に、各市町でランナーの割り当てがあり、今後、実行委員会で決定され、該当者には年末ごろに連絡がある予定である。

**【委員の意見等】**

松下委員 学力診断テストについて。府のテストについては、小4・中1・中2とあり、全国学力テストが小6と中3があり、小5だけテストがないが、それについては町独自で業者テストを実施

しており、その分でカバーできると。これにより、小学校4年生からの5年間の経過を見ることができ、同一学年の子どもが年度ごとにどう変化しているのかを分析することによって、その1年間の指導について振り返ることができる。今回報告いただいた資料と併せて必要だと思うので、その方向で取り組んでいただきたい。

松本委員　　まず、相楽の陸上大会について、本町の生徒がよく頑張っており、良い成績で、また京都府の大会にも出場するとのことであり、素晴らしいことであると思う。

次に、生徒指導について、暴力の事案が小学校、中学校ともに計上されているが、大きな怪我などに至るような事案はなかったのか。また、今後、尾を引くような事象はなかったのか。教えていただきたい。

総括指導主事　　すでに指導等を終えて、収まっている状態であり、今後尾を引くようなことや怪我なども特にはないが、注意深く見守っていききたい。

新司委員　　台湾の小学校と東光小学校の交流の件について、台湾の新北市は精華町と姉妹都市関係などにあるのか。東光小学校のアンサンブルはとても頑張っておられるので、その分野で国際交流ができることは、子どもたちの心に残る素晴らしいことであると思う。学校の中での取組ではあるが、吹奏楽の演奏ということでもあるので、保護者や地域への呼びかけなどはあるのか。

教育部長　　姉妹都市ではない。本町の姉妹都市は、アメリカのノーマン市だけである。今回の取組については、京都府の観光部門が所管であり、観光施策の一環となっている。しかし、町、そして教育委員会としても、東光小学校のアンサンブルは素晴らしい活動をしており、これも良い機会であるとの思いから、受けさせていただいたというところである。

学校教育課長　　保護者や地域の方への周知や見学というところについては、もちろんアンサンブルに所属していない児童、それから教職員、そのほかにも保護者、学校周辺の光台地域に対してチラシを作成して周知し、呼びかけるとのことである。

(6) 後援関係

5月から6月に受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数8件、学校教育課関係が0件、生涯学習課関係が8件である。内訳は、社会教育係が6件、社会体育係が2件、図書係が0件である。

(7) 7月の行事予定

(8) 閉会

教育長が第6回教育委員会の閉会を宣言。